

# 108 短期入所生活介護費（暫定版）

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
夜勤について			減算 97/100	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号1)を満たさない場合
定員超過利用減算			減算 70/100	利用者の数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号3)に該当する場合(利用定員を超えた場合)  <平成12年厚生省告示第27号3> 利用者定数超過又は職員数が基準に満たない場合
人員基準欠如減算				介護職員若しくは看護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号3)に該当する場合(定める員数をおいていない場合)  <平成12年厚生省告示第27号3> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合
ユニットにおける職員の配置			減算 1日につき 97/100	ユニット型短期入所生活費について、厚生労働大臣が定める施設基準(平成12年厚生省告示第26号6)を満たさない場合  <平成12年厚生省告示第26号6> イ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。  <平成11年老企第25号第3の八の4の(10)> ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員(「研修受講者」という。)を各施設(一部ユニット型の施設を含む。)に2名以上配置する(ただし2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)職員を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型指定短期入所生活介護事業所(「ユニット型事業所」という。)とユニット型又は一部ユニット型の指定介護老人福祉施設(「ユニット型施設」という。)が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設(併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか1施設に限る。)を一体のものみなして、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする。(ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が2ユニット以下のときには、1名でよいこととする。) なお、平成18年4月1日の時点で上記の要件を満たす研修受講者が2名に満たない施設については、平成19年3月31日までの間に満たせばよいこととする。

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
機能訓練体制加算		○	加算 1日につき 12単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等(作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師)を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所(利用者の数が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)
送迎加算		○	加算 片道につき 184単位	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合
送迎加算Q&A				<p>① 短期入所における送迎の実施について、通所サービスの送迎のための乗合形式のバス等を利用する場合は、送迎加算は算定できるか。</p> <p>② 短期入所事業所等を退所したその日の他の短期入所事業所に入所する場合の送迎加算の算定について</p>
管理栄養士配置加算		○	加算 1日につき 12単位	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所 イ 管理栄養士を1名以上配置していること。 ロ 厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第25号7)に適合している指定短期入所生活介護事業所であること。 <平成12年厚生省告示第25号7> 定員利用・人員基準に適合
栄養士配置加算		○	加算 1日につき 10単位	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所 ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。 イ 栄養士を1名以上配置していること。 ロ 厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第25号7)に適合する指定短期入所生活介護事業所であること。 <平成12年厚生省告示第25号7> 定員利用・人員基準に適合

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
療養食加算	○		加算 1日につき 23単位	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、厚生労働大臣が定める療養食(平成12年厚生省告示第23号13)を提供したとき</p> <p>イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。</p> <p>ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。</p> <p>ハ 食事の提供が、厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第25号8)に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。</p> <p>&lt;平成12年厚生省告示第23号13&gt;            疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食</p> <p>&lt;平12年厚生省告示第25号8&gt;            定員利用・人員基準に適合</p>
療養食加算Q&A	① 療養食加算にかかる食事せん交付の費用は、介護報酬において評価されていると解してよいか。	① ご指摘のとおりである。(平17. 10追補版 Q&A 問28)		
	② ショートを数回利用する場合、療養食加算の食事せんはその都度発行となるのか。	② 短期入所生活介護の利用毎に食事せんを発行することになる。(平17. 10版 Q&A 問89)		
	③ 療養食加算について、食材料費及び調理に係る費用は含まれないと考えてよろしいか。	③ 療養食加算においては、療養食の栄養管理、特別な調理及び食材料費の費用を評価しているところである。(平17. 10版 Q&A 問90)		

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
緊急短期入所ネットワーク加算	○		加算 1日につき 50単位	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第25号9)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者(厚生労働大臣が定める者(平成12年厚生省告示第23号14)に限る。)に対し、指定短期入所生活介護を行った場合</p> <p>&lt;平成12年厚生省告示第25号9&gt;  イ 他の指定短期入所生活介護事業者等と連携し、緊急に指定短期入所サービス(指定短期入所生活介護及び指定短期入所療養介護をいう。)を受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。  ロ サービスの質の確保のために指定居宅介護支援事業者等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。</p> <p>&lt;平成12年厚生省告示第23号14&gt;  介護を行う者が疾病にかかっていることその他のやむを得ない理由により、介護を受けることができない者</p>
緊急短期入所ネットワーク加算Q&A				<p>① 連携する事業者は、同一法人の事業者のみでも良いか。  ① 緊急的な短期入所者に対応するため複数の短期入所事業者が連携して緊急に指定短期入所サービスを受け入れる体制を整備している事業所に対し、連携に係る費用等の加算を認めているところであり、同一法人のみの事業者の連携だけでは加算の対象とはならない。(平18.4版 VOL1 問59)</p> <p>② 連携する地域の範囲はどの程度か。  ② 緊急短期入所ネットワーク事業は、緊急的な短期入所者に対応するため複数の短期入所事業者が連携して緊急に短期入所サービスを受け入れる体制を整備することを求めている。連携範囲については、この趣旨や地域の実態等を踏まえ判断願いたい。(平18.4版 VOL1 問60)</p> <p>③ 連携体制の整備について施設間で連携取り交わし書など必要か。  ③ 緊急的なニーズの調整窓口の明確化や情報の共有、緊急対応に対応するための事例検討などを行う機会を定期的に設ける等の連携体制を構築していただくこととすることから、連携施設間でその方法等を検討していただくことが必要と思われる。(平18.4版 VOL1 問61)</p> <p>④ 緊急短期入所ネットワーク加算は緊急入所の利用者によりのみ算定するのか。それとも利用者全員に算定するのか。  ④ 緊急の利用者が利用した場合、その利用者に対し加算を行う。(平18.4版 VOL1 問62)</p> <p>⑤ 緊急短期入所ネットワーク加算の対象である利用者の「介護者の介護を受けることができない」者とは誰が判断するのか。  ⑤ 緊急短期入所ネットワーク事業を利用する場合は、利用者の依頼を受けて介護支援専門員等を通じ、短期入所サービスを利用することとなるが、緊急短期入所ネットワーク加算の対象となる場合は、利用の理由、期間、緊急受入後の対応などの事項を記録しておく必要がある。(平18.4版 VOL1 問63)</p> <p>⑥ 「利用者の心身の状況等を把握していること」とあるが、介護している家族の入院等により緊急受入をした際、利用者の心身の状況等を把握していなければ加算が算定されないのか。  ⑥ 加算の算定要件ではないが、サービス提供に当たっては、たとえ緊急な利用であることから事前に把握が困難であっても、できる限り速やかに利用者の心身の状況等を居宅介護支援事業者等から聴取しておく必要がある。(平18.4版 VOL1 問64)</p>

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
夜間看護体制加算		○	加算 1日につき 10単位	次に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所 ① 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ② 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、指定短期入所生活介護を受ける利用者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
夜間看護体制加算Q&A	① 訪問看護ステーションと連携して24時間連絡体制の確保をし、必要に応じて健康上の管理等を行う体制があれば、実際に管理を必要としない利用者に対しても算定されるのか。			① 夜間看護体制加算は、短期入所生活介護事業所において、訪問看護ステーション等と連携して夜間における24時間連絡体制の確保等により、必要に応じて健康上の管理等を行うことを目的とした加算であり、体制が整備されている事業所に入所した利用者全員に加算する。(平18.4版 VOL1 問65)
在宅中重度者受入加算	○		加算 夜間看護体制加算を算定している場合 1日につき 415単位 夜間看護体制加算を算定している場合 1日につき 425単位	指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合
在宅中重度者受入加算Q&A	① 短期入所生活介護費における在宅中重度者受入加算の算定は、訪問看護事業所の看護師が来た日についてのみ算定するのか。			① ご指摘のとおりである。(平18.4版 VOL1 問66)